

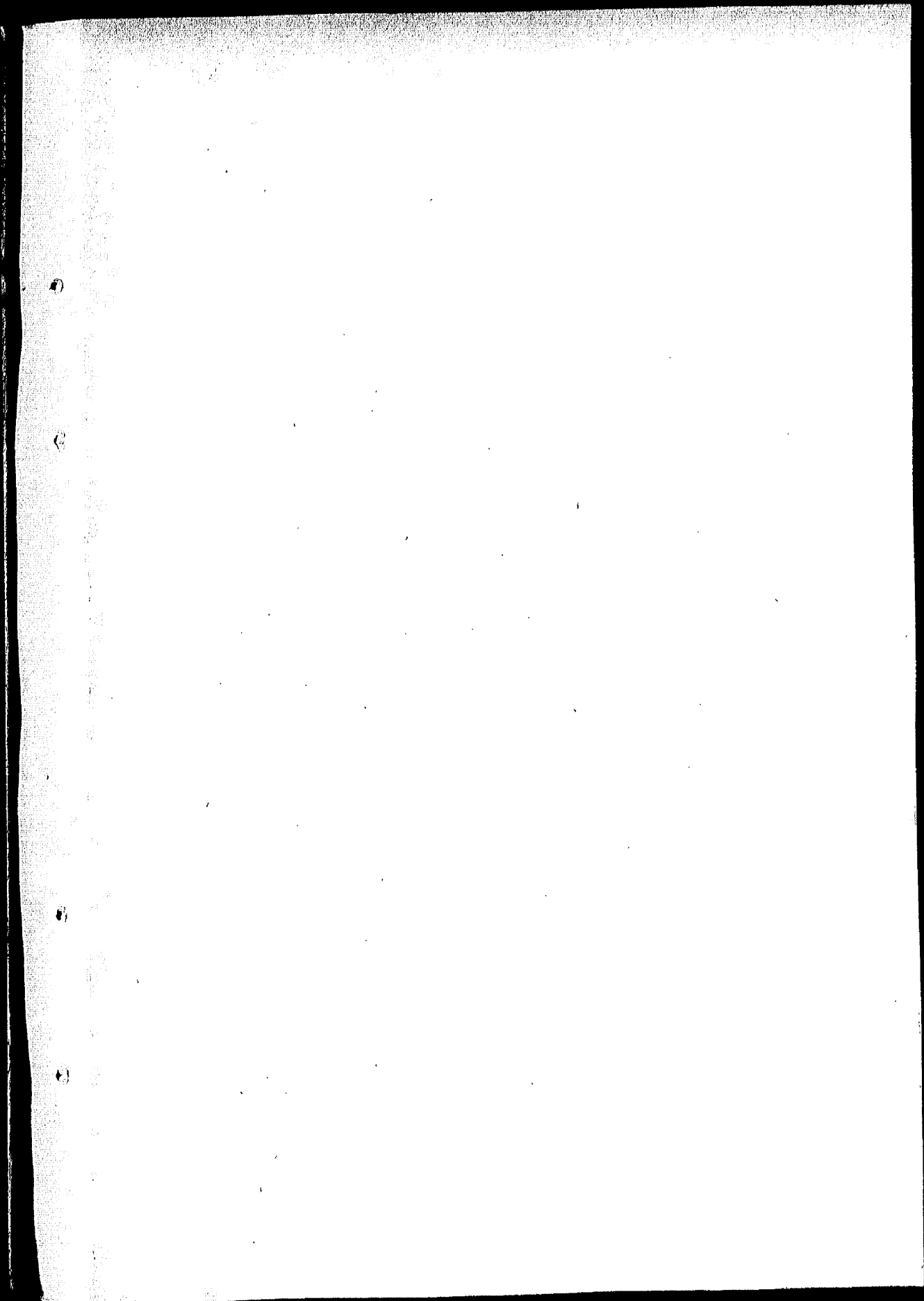
18-23

昭和十八年

時局防空必携



国立公文書館	
分類	H16.9 28 (済)
	(返) (青)
排架番号	3 A
	15
	18-23



18-23

4602

携 必 空 防 局 時

訂 改 年 八 十 和 昭

内  
務  
省

SHIPPING ADVICE # 10112  
SACK # 14  
ITEM # 75

時局防空必携目次

ハシガキ

第一 ドンナ空襲ヲ受ケルカ

一 空襲ノ目標

二 空襲ノ時刻

三 空襲ノ程度

四 投下彈

第二 防空トハ

第三 防空ノ組織

第四 家庭、隣組ノ防空

其ノ一 フダンノ準備

其ノ二 警戒警報ガ發令サレタラ

其ノ三 空襲警報ガ發令サレタラ

其ノ四 敵機ガ來タラ

其ノ五 燒夷彈ガ落チタラ

其ノ六 火災ニナツタラ

其ノ七 爆彈ガ落チタラ

其ノ八 毒瓦斯彈ガ落チタラ

其ノ九 死傷者ガ出來タラ

其ノ十 空襲警報ガ解除サレタラ

第五 學校、工場、銀行、會社、病産院、興行場、集會、百貨店等ニ對スル一般ノ心得

一 學校

二 工場

三 銀行、會社等

四 病産院

五 興行場、集會、百貨店等

第六 其ノ他

一 路上通行者

二 鐵道、船舶等

三 食糧

四 飲料水

五 郵便、貯金、電信、電話、電氣、瓦斯

六 銀行其ノ他ノ金融機關

銀行其ノ他ノ金融機關

一四 一五 一六 一六 一七 一七 一七 一八 一八 一八 一九 一九 二〇 二〇 二一 二一 二二 二二 二三 二三 二四 二四

七 空襲ニヨル被害ノ救済ト保險

八 防 罪

九 罪ト罰

二二  
二三  
二四

附表第一 警報傳達一覽表

附表第二 各種焼夷彈效力判定表

附表第三 爆彈效力判定表

一 コノ必携ハ現時局下特ニ都市ノ防空上必要ナ事項ヲ簡單ニ記術シテアル。

一 重要ナ都市ノ家庭ニハ必ズ一冊ツツ備ヘ、全員コレヲ繰返シ讀ミ合ツテ理解シテ置ク。隣組デモ常會デ研究スル。

一 家庭ヤ隣組デハフダンカラコレニ習イテアル邊ノ準備ヲ整ヘ、訓練ヲヤツテ防空必勝ノ信念ヲカタメテ置ク。

防 空 必 勝 誓

一 私達ハ「御國ヲ死ル戦士」デス。命ヲ投げ出シテ持場ヲ守リマス。

一 私達ハ必勝ノ信念ヲ持ツテ、最後マデ戦ヒ抜キマス。

一 私達ハ準備ヲ完全ニシ、自信ノツクマデ訓練ヲ積ミマス。

一 私達ハ命令ニ服従シ、勝手ナ行動ヲ慎ミマス。

一 私達ハ互ニ扶ケ合ヒ、力ヲ併セテ防空ニ當リマス。



敵ハ絶エズ空襲ノ機ヲ狙ツテキル。何時ドコノ陸上基地ヤ航空母艦カラ來襲スルカモワカラナイ廣イ大空デハ總テノ敵機ヲ捕ヘテ一機モ逃サズ撃チ落スコトハ困難デアル。國民ハ夙々空襲ヲ受ケルコトヲ覺悟シナケレバナラナイ。ソコデドンナ空襲ニモ役立ツヤウ平素カラ準備ヲシ、十分訓練ヲ重ネ、非常ニ際シテモ、アワテタリ、混亂スルコトナク、落チツイテ御國ヲ守リ抜カネバナラナイ。

第一 ドンナ空襲ヲ受ケルカ

豫想サレル空襲ハドンナモノデアラウカ

一 空襲ノ目標

大都市ガ主ナ目標トナルコトハ勿論デアルガ、中小都市ヤ戦争遂行上必要ナ運輸、交通生産ノ要點等モ空襲ノ目標トナルデアラウ。

尙國民ノ戰意ヲ挫ク爲無差別ニ爆撃スルコトモアラウ。

二 空襲ノ時刻

明ケ方ヤ月夜ヲ利用スルコトガ多イデアラウ。

尙警報ガ發令サレテキナイノニ突然空襲ガアルカモワカラナイ。

三 空襲ノ程度

飛行機ノ性能ハダンダンヨクナリ。數モドンドン殖エテキル。今後ハ相當大規模ノ空襲ヲ

クリ返シ受ケル虞ガアル。

四 投下彈

焼夷彈ヲ主トシテ爆彈モ使フデアラウ。

焼夷彈ニハ「エレクトロン」、油脂、黃燐等ガアル。多數ノ小型焼夷彈ト燒夷力ノ末キナ大型焼夷彈トヲ使用スルコトモアリ。更ニ爆彈ヲ併用スルコトモアル。

爆彈ハ樞要部ヲ破壊スルタメニハ大型ノモノモ使用サレル。尙中ニハ落チテカラ暫ク經ツタ後或ハ數日間以上モ經ツテ不意ニ爆發スル時限爆彈モアル。

燒夷彈、爆彈ノ效力ノ概要ハ附表ノ通デアル。

毒瓦斯彈ヤ細菌彈ヲ投下シ、銃撃ヲ行ハナイトハ斷言出來ナイ。尙宣傳「ピラ」ヤ燒夷「カド」ヲ撒イタリ、玩具ヤ萬年筆ニ見セカケタ謀略彈ヲ撒イタリスルコトモアル。

其ノ他空襲時ニハ味方ノ高射砲ノ彈片ガ落チテクルコトモ注意セネバナラナイ。

第二 防空

防空トハ先ツ敵機ヲ發見スル爲防空監視ヲ行ツタリ、敵機來襲ノ虞ヤ危険ノアツコトヲ知ラス爲警報ヲ發シテ空襲警報ヲ傳ヘタリ、燈火管制ヤ偽裝ヲシテ敵機ノ目ヲクラマシタリ、其ノ他各種ノ設備ヲ整ヘテ置キ敵機ノ爆撃ヲ受ケタラ火災ヲ防イタリ、負傷者ノ手當ヲシタリ、壊サレタ建物ヤ、道路、橋等ヲ修理シタリシテ空襲ノ被害ヲ出來ルダケクシテスルコトヲ云フコノ防空ハ陸海軍ノ行フ防衛ニ即應シテ行ハレルノデアツテ、軍官民ガ一体トナリドンナ困

難ニモ打チ勝チソレゾレノ任務ニ邁進シテ、初メテ ナイ鐵壁ノ守リヲ固メ得ルノデアリ。

### 第三 防空ノ組織

防空上最モ大切ナコトハ各自ガソレゾレ全カヲ舉ゲテソノ持場ヲ守ルコトデアル。ソノ爲ニ自衛防空機關トシテ家庭防空ニハ隣組ガアリ、官公署、學校、工場、銀行、會社等ニハ特設防護團ガアル。

自衛防空機關ノ手ノ足りナイトコロヤ力ノ及バナイ場合ニハ、警防團ヤ警察署、消防署、市町村ノ防空機關等ガ出動シテ防空活動ヲスル。

其ノ他防空監視ニ當ルタメ防空監視隊ガアリ、マタ學校報國際ノ防空補助員ハ警察署、消防署、警防團等ノ補助トシテ活動スル。

警防團、隣組、特設防護團、學校報國際ハ秩序ノアル活動ヲスルコトガ必要デアルカラ、フダンカラ互ニヨク連絡シ、準備ヲ整へ、訓練ヲ重ネテ置カネバナラナイ、特ニ指揮ニ當ル者ノ指揮能力ノ向上ガ大切デアル。

### 第四 家庭、隣組ノ防空

#### 其ノ一 フダンノ準備

今ハ防空實施中デアル。

備ヘガアレバ憂ヘハナイ。

フダンカラ次ノヤウナ準備ヲ整へ常ニ點檢、訓練ヲ重ネテ、何時デモ役ニ立ツヤウニシテ置

カネバナラナイ。

### 一家 庭

#### 1 防火用資材

##### イ 水

量 建物延坪十五坪未満ハ百「リットル」(約五斗五升)以上。

十五坪以上ハ概ネ十坪ニ付五十「リットル」(約二斗八升)

容器 貯水槽、風呂桶、天水桶、樽、鹽、「バケツ」等。

井戸水、池ノ水流水等モ出來ルダケ利用スル。

位置 家ノ構造ヤ待避所ノ位置等ヲ考ヘテ、何處ニ燒夷彈ガ落ちテモスグ間ニ合フ所ニ配置スル。

ロ 砂カ土五十「リットル」(約二斗八升)以上

掬ツテ投ゲカケル分ト、袋ニ入レテ投ゲツケル分(一升位宛布カ紙ノ袋ニ入レルト二分ケテ置ク。

ハ 藁、吠ノ類數枚

ニ 注水用「バケツ」カ手桶

ホ 火叩キ

ヘ 蒿口(無ケレバ長棒)



ト 水柄杓

2 防空用服装

防空活動ニ便利ナモノトシ、有リ合セノモノヲ利用スル。  
皮膚ヲ露出シナイ爲帽子カ頭巾、手袋、足袋カ靴ノ類  
頭ト肩ヲ覆フ爲ノ鐵兜、座布圍ノ類

3 防毒面

當局ヨリ指定サレタ所デハ備ヘル。

4 燈火管制用具

5 「ロソク」カ懐中電燈

6 非常袋ノ類

手輕ニ持テルモノニスル。

7 三角巾、縋帶用ノ布

有リ合セノ物テ準備シ、ナルベク煮沸又ハ蒸氣消毒シテ置ク。

8 待避所

當局ヨリ指示サレタ所デハ必ズ作ル。

木造住宅ニ設ケルモノハ出易イ床下ノ地下カ屋外ノ地下ガヨイ。

巨ムヲ得ナイトキハ效力ハ少イガ地上カ床上ニ作ル。床上ニ作ル場合日常生活ニ差支ヘ

ガアルトキハ警戒警報發令ト同時ニ作レルヤウ準備シテ置ク。

9 防火 燈火管制等ニツイテ家庭ノ任務ヲ定メテ置ク。

10 家ノ周圍ヲ片付ケ成ル可ク隣家トノ通路ヲ作ル。

11 燒夷彈等ノ落チテキル所ヲ早ク發見出來ルヤウニ、天井ヤ床下ノ掃除孔等ヲ視ケルヤウニシテ置ク

12 押入、戸棚等ヲ整理シ屋根裏、床下等ニアル燃エ易イ物ヲ片付ケル。

13 不用ノ燈火ハ消シテ置ク。

14 ナルベク家ヲ不在ニシナイ。

不在ニスルトキハ隣家カ隣組長（組長以外ニ隣組ノ防空ヲ指揮スル者ガアレバソノ人ヲ云フ以下同ジ）ニ連絡スル。

二 隣 組

1 防火用資材

イ 水 一立方「メートル」（約五石五斗）以上ヲ貯水スル。

井戸水、池ノ水、流水等ガ利用出來レバソレデヨイ。

ロ ナルベク腕用「ポンプ」。

ハ 梯子、綱。

ニ 「シヤベル」カ鍬。

- 2 防護監視所ヲ設ケ防護監視員ノ爲必ズ待避所ヲ作ル
- 3 空家ヤ倉庫ノ警戒ニツイテ打合セテ置ク。
- 4 隣組長ハ防護監視、防火、連絡等ニツキ防空従事者（防空活動が出来ル者）ノ分擔ヲ定メテ置ク。

5 隣組長ハ最寄ノ消防団詰所、警察消防官署、救護所等ノ位置、電話番号ヲ調ベ組内ニ知ラセテ置ク。

- 6 隣組長ハ隣接スル隣組トノ連絡、應援ノ方法等ヲ定メテ置ク。
- 7 隣組長ハ時々組内ノ防空準備ヲ點檢シ、不十分ナ所ヤ悪イ箇所ハ改メル。

### 三 計 畫

何時、何處ニ焼夷彈ヤ爆彈等ガ落ちテモスグ應ゼラレルヤウニ、家庭モ隣組モ特ニ次ノコトニ注意シ計畫スル。

- 1 防空活動が出来ル者ハ全部防空ニ當ル。
- 2 夜ト晝、休日ト平日トニ應ジテ人数ガ減ツテモ防空活動ニ差支ヘナイヤウニスル。
- 3 防空用具ノ數、量、配置場所等ヲ適當ニ定メル。

### 四 訓 練

計畫ガ立派デ用具ガ十分デモ訓練ガ足りナイト役ニ立タナイ。當局カラ命ゼラレタ時バカリテナク、家庭モ隣組モ色々ナ場合特ニ防空活動ノ困難ナ夜ト明方、或ハ防空活動ニ不便

ナ場所ニ於ケル訓練ヲ眞剣ニ行ヒ、ソノ結果工合ノ悪イ所ヲ改メテ更ニ訓練ヲ重ネテ必勝ノ自信ヲ持ツコトガ最も大切デアル。

其ノ二 警戒警報ガ發令サレタラ

### 一 家 庭

- 1 防空用服ヲ着ル
- 2 防火用水ヲ點檢シ、足ラヌトコロハ補充スル。更ニアラユル容器ニ水ヲ滿タシテ、空襲警報ガ發令サレテモ水ヲ準備スル必要ガナイヤウエシテ置ク。
- 3 注水用「バケツ」、砂、苳其ノ他ノ防空用具ヲ點檢シ、使用ニ便利ナ所ニ配置スル。
- 4 家ノ中ノ襖、障子、硝子戸デ差支ヘナイ所ハ取外シテ邪魔ニナラナイ所ヲ片付ケル
- 5 燃エ易イ危険ナ物ト食糧ハ安全ナ所ニ置ク。
- 6 待避所ヲ使ヘルヤウニ準備スル。床上ニ待避所ヲ作ル準備ヲシテアル所デハスグ作ル
- 7 防空従事者ハ家ニ在ツテ待機スル。外出ヲシテキタラスグ歸ル。已ムヲ得ズ不在ニシタリ、防空活動ノ出来ナイ者ヲ殘シテ外出スルトキハ隣家カ隣組長ニ連絡スル。
- 8 夜ハ警戒管制ヲスル。

スグニ空襲管制ニ移レルヤウニ準備シテ置ク。

### 二 隣 組

- 1 隣組長ハ速カニ警報ヲ傳達スル。
  - 2 隣組長ハ組内ノ状況ヲ點檢シ、防火用水其ノ他ノ準備ヲ完全ニスル。
- 防護監視員ハ何時デモ任務ニツケルヤウ準備スル。

其ノ三 空襲警報ガ發令サレタラ

一家 庭

- 1 防空用服装ヲ完全ニスル。
  - 2 門、倉庫、物置等ノ鍵ヲ外ス。
  - 3 火元ヲ始末シ、「ガス」ハ元栓ヲ閉メル。
  - 4 「ハウス」ガアレバ水道ノ蛇口ニシツカリトツケル。
  - 5 水道ノ水ハ貯水用ニハ便ハナイ。
  - 6 隣家ニ接シタ雨戸ヤ硝子ハ、延焼防止ノため全部閉メル、但シ鍵ハカケナイ。
  - 7 隣家ニ接シナイ硝子戸ハ破損防止ト危害豫防ノためナルベク取り外スカ開放スル。開放シタ場合雨戸ヤ窓掛ガ附設サレテキレバ、硝子戸ノアル部分ニ雨戸ヤ窓掛ヲ引ク。
  - 8 隣家ニ接シナイ其ノ他ノ雨戸ハアリノママデヨイガ、防空活動ニ差支ヘナイヤウニシテ置ク。
- 爆弾ニ因ル硝子破片ノ飛散防止ノ爲ニ、紙等ヲ貼ツテ置くノモ一方法デアルガ。爆風ノ威力ノ程度ヤ又場所ニヨツテハ尙飛散スルカラ、十分注意シテ危害ヲ避ケルヤウニセネ

バナラヌ。

6. 家ノ中ノ襖ヤ障子ヲ取り外シテ、邪魔ニナラナイ所ニ片付ケルカ開放スル。
  - 7 防空活動ノ出來ナイ者ヲ待避所其ノ他安全ナ場所ニ避難サセル。
  - 8 家財道具ハ持ち出シテバナラナイ。
  - 9 夜ハ空襲管制ヲスル。
- スベテノ處置ガスタラ防空責任者ハ今一度點檢シ、防護監視員以外ノ防空従業者ハスグ待避出來ルヤウ屋内ニ在ツテ待機スル。

二 隣 組

- 1 隣組長ハ速カニ警報ヲ傳達スル。
  - 2 隣組長ハ防護監視員ヲ配置スル。
  - 3 隣組長ハ空家ヤ倉庫ヲ警戒サセル。
  - 4 隣組長ハ組内ノ状況ヲ點檢シ、不備ノ點ヲ完全ニスル。
- 其ノ四 敵機ガ來タラ
- 防護監視員ハ敵機ヲ見タリ、爆音ヤ砲聲ヲ聞イタラ、ソノ様子ヲ組内ノ者ニ大聲デ知ラセラル。
- 防護監視員ハソレガ終ツタラ豫定ノ待避所ニ待避シ、ソノ後ノ様子ニ注意シ、危険ガ去ツタラ次ノ空襲ニ備ヘテ防護監視ニ當ル。

- 二 防護監視員ノ知ラセニヨツテ其ノ他ノ防空従事者ハスベテ豫定ノ待避所ヲ待機スル。
- 三 連續シテ空襲ヲ受ケルコトモアルカラ防空従事者ハ、コノ點ニ注意シ油斷ガアツテハナラヌ。

其ノ五 焼夷彈ガ落ちタラ

一 焼夷彈ノ落ちタ家庭

- 1 防空従事者ハ速カニ防火ニ當ルト同時ニ大聲ヲ近隣ニ知ラセル。
- 2 防火ノヤリ方ハ
  - イ 最初ノ一分間ガ最も大切デアル。
  - ロ ドンナ焼夷彈デモ、水ヲ周圍ノ燃エ易イモノニカケテ、延焼ヲ防止スルコトガ第一デアル。
  - ハ 焼夷彈ノ種類ヤ狀況ニ應ジ、併セテ次ノ處置ヲスル。

「エレクトロン」焼夷彈  
 延類ヲ水デ濡ラシテカケテソノ上ニ水ヲカケルカ、砂袋ヲ投ゲツケテ焼夷彈ノ火ヲ仰ヘル。

油脂焼夷彈

焼夷彈ノ火勢ノ弱イモノハ速カニ「シヤベル」等デ屋外ニ運び出ス。  
 延類ヲ水デ濡ラシテカケルカ、水ヲカケルカ、「バケツ」ヤ「シヤベル」デ砂ヤ土ヲ

投ゲカケテ油脂ノ火焰ヲ消ス

黄燐焼夷彈

塊ツテ燃エテキル黄燐ニハ水ヲカケルカ、延類ヲ水デ濡ラシテカケルカ、「バケツ」ヤ「シヤベル」デ砂ヤ土ヲ投ゲカケテ火焰ヲ消スカ、「シヤベル」等デ掬ヒ出ス。  
 飛び散ツテ燃エテキル黄燐ハ水デ濡ラシタ火叩キデ叩キ消スカ、水ヲカケテ消ス。  
 素手ヤ素足デ黄燐ニ觸レナイ。

- 二 焼夷彈ガ天井裏ヤ屋根裏ニ止ツタラ、竈口カ長棒ヲ突キ落ス。
- ホ 焼夷彈ガ防火ニ不便ナ所ニ在ルトキハ、竈口カ長棒ヲ移動スル。
- ヘ 高イ所ヤ遠イ所ノ火焰ハ水柄杓ヲ水ヲカケル。
- ト 小火焰ヤ火ノ子ハ火叩キデ叩キ消ス。
- 3 黄燐ハ長ク燃エ續ケ、又一且消シタ後デモ燃エ出スカラ之ヲ取り除ケルカ、安全ナ所ニ運び出シテ燃焼サセル。

黄燐焼夷彈ノ落ちタ所ハ長時間警戒ヲ要スル。  
 4 焼夷彈ハ家庭ノ何處ニ落ちテキルカモワカラナイ、押入、物置、天井裏、床下等ニモ注意スル。

二 隣組

- 1 防空従事者ハ自宅ニ異狀ガナカツタラ、速カニ現場ニ駆ケツケ、隣組長ノ指揮ヲ全力



- ヲ擧ゲテ防火ニ當ル。
- 2 隣接ノ隣組長ハ組内ニ異狀ガナカッタラ、防空従事者ノ一部ヲ殘シテ警戒ニ當ラセ他ハ應援サセル。
  - 3 隣組長ハ組内ニ燒夷彈ガ落ちタラ最寄ノ警防團詰所カ警察消防官署ニ狀況ヲ簡明ニ通知スル。
  - 4 隣組長ハ隣組ノ力デ防火ノ見込ガナイト思フトキハ、警防團ヤ消防署ノ應援ヲ求メル
  - 5 隣組長ハ不發彈ガアツタラ、コレニ觸レナイヤウニ注意シテ、最寄ノ警防團詰所カ警察消防官署ヘ届ケ出ル。

其ノ六 火災ニナツタラ

- 一 火災ニナツテモ隣組長ハ警察消防官吏ヤ警防團員ノ指圖ガアルマデ、防空従事者ヲ指揮シテ飽クマデ消火ヤ延焼防止ニ當ル。
- 二 消火ノヤリ方ハ
  - 1 先ヅ燃エ移ラウトスル所ニ水ヲカケ、火災ノ擴ガルノヲ防グ
  - 2 次ニ、燃エテキル箇所ニ周圍カラ逐次水ヲカケテ消ス。
- 三 隣家ヘノ延焼防止ノヤリ方ハ
  - 1 火焰ヲカブツテキルトキハソノ場所ニ水ヲカケル。
  - 2 強ク熱氣ヲウケテキルトキハ火ヲ避シ易イ底下、妻等ニ注意シテ水ヲカケル。

- 四 火災ヲ防グニハ多量ノ水ガ必要デアルカラ絶エズ水ヲ補給スル。
- 五 隣接ノ隣組長ハ組内ニ延焼ノ危険ガアルトキハ防空従事者ヲ延焼防止ニ當ラセ、危険ノナイトキハ防空従事者ノ一部ヲ殘シテ警戒ニ當ラセ、他ハ應援サセル。
- 六 消防隊ヤ警防團ガ到着シタラ、ソノ指圖ニ從ツテ消防ノ補助ニ當ル。
- 七 風下デハ飛火ノ警戒ヲスル。  
飛火ハ火叩キデ叩キ消スカ、「バケツ」、水柄杓等デ水ヲカケテ消ス。

其ノ七 爆彈ガ落ちタラ

- 一 爆彈ノ落下音ヲ聞クカ、附近ニ爆彈ガ落ち初メタ時ハ、直チニ伏臥スルカ附近ニアル待避所ヲ利用シテ咄嗟ノ危険ヲ避ケル。
- 二 爆彈ハ火災ノ原因トナルコトモアルカラ注意スル。
- 三 隣組長ハ組内ニ爆彈ガ落ちタラ速カニ狀況ヲ最寄ノ警防團詰所カ警察消防官署ニ通知スル。
- 四 隣組長ハ不發彈ガアツタラソノ附近ニ近寄ラナイヤウニシ、速カニ最寄ノ警防團詰所カ警察消防官署ニ通知シテ、ソノ指圖ニ從フ。

其ノ八 毒瓦斯ガ落ちタラ

- 一 毒瓦斯ニ氣ガツタカ、毒瓦斯警報ヲ聞イタラ防毒面ヲ持ツテキル者ハ直チニ當ケル。
- 二 防毒面ノナイ者ハ簡易吸收罐ヲ用ヒルカ、ソレモナイトキハ濡レ手拭ヲタタミ口ト鼻ニ



當テ、風上ヤ風向ト直角ノ無毒地帯ニ避ケル。

三 隣組長ハ速カニ最寄ノ警防團詰所カ警察官署ニ通知スル。

其ノ九 死傷者ガ出來タラ

一 負傷シテモヒルンデハナラナイ。

二 輕傷者ヨリモ重傷者ノ處置ヲ先ニスル。

家屋等ノ下敷ニナツタ者ハ早ク救ヒ出ス。

三 手ノ足リナイトキハ速カニ警防團ヤ警察署ニ通知シテ應援ヲ求メル。

四 處置ノヤリ方ハ

1 重傷者ハ速カニ救護所ニ送ル

イ 出血ノ多イ者ハ應急止血ヲシテ送ル。

ロ 骨折シタ者ハ取扱ニ注意スル。

ハ 短時間テ救護所ニ送レルトキハ手當ヲシナイテ送ル。

2 輕傷者ハ應急手當ヲシテ活動ヲ續ケルカ、救護所ニ行ツテ治療ヲ受ケル。

3 窒息瓦斯傷者ハ安靜ニシテ救護所ニ送り、糜爛瓦斯傷者ハ應急除毒ヲシテ救護所ニ送ル。

4 催淚瓦斯傷者ヤ、「クシヤミ」瓦斯傷者ハ自分デ應急手當ヲスルカ、救護所ニ行ツテ治療ヲ受ケル。

五 救護所ニ收容サレタ患者ヤソノ附添人ハ靜カニ係員ノ指圖ニ從フ。  
六 死亡者ハ懇ロニ且速カニ收容スル。

其ノ十 空襲警報ガ解除セラレタラ

一 警戒警報ノ被令サレタ状態ニ移ル。

二 次ノ空襲ニ備ヘテスベテノ準備ヲ完全ニシテ置ク。

三 隣組長ハ組内ノ被害ノ状況ヲ町會長ト最寄ノ警察官署ニ届ケ出ル。

四 隣組長ハ彈片其ノ他ノ落下物ヲ警察署ヘ届ケ出ル。

第五 學校、工場、銀行、會社、病産院、興行場  
集會、百貨店等ニ對スル一般ノ心得

一般ノ者ハ學校、工場、銀行、會社、病産院、興行場、集會、百貨店等ニ對シテハ家庭、隣組ノ防空ニ最モ關係ノ深イ次ノヤウナコトヲ、特ニフダンカラ心得テ置カネバナラナイ。

一 學 校

1 學生、生徒、兒童ニハフダンカラ防空ニ都合ノヨイ服装ヲ準備シテ置ク。

2 警戒警報ガ被令サレテモ授業ヲ續ケルノガ建前デアル。

學校報國隊ノ防空補助員ハ所屬ニ應ジ豫メ定メラレタ消防、救護其ノ他ノ防空業務ニア  
タル。

3 空襲警報ガ家ニ居ル場合被令サレタラ、學校テ定メラレタ任務ノアルモノハスグ任務  
ニツク。

若シ登校又ハ歸宅ノ途中デアツタラ、任務ノアルモノハ直グ任務ニツク。其ノ他ハ學校カ家庭ノ何レカナルベク近イ方ニ行ク。

## 二 工場

- 1 特設防護團員ハ、何時防空警報ガ發令サレテモ直グ職場ニ駆ケツケラレルヤウニ準備シテ置ク。
- 2 防空警報ガ發令サレテモ、作業ヲ續ケ生産ヲ減少サセナイヤウニ努メルノガ建前デアル。
- 3 工場ニ働ク一般ノ産業戰士ハ、空襲警報發令中デモ、フダンノ通出勤時間迄ニ職場ニ行ク。

## 三 銀行、會社等

防空警報ガ發令サレタ場合ノ一般勤務者ノ出勤ハ勤メ先ノ定メタ通ニスル。

## 四 病院

- 1 空襲警報ガ發令サレテモ、必要ナ手術ヤ才産ノ手當ハ行ハレル。
- 2 救護所ニ充テラレル病産院ニ入院シテキル輕イ患者ハ、空襲ノ狀況ニヨツテハ退院セラレルコトモアル。
- 3 空襲ノ際入院患者ノ安否ヲ直グ電話デ問ヒ合セタリ、行ツテ訊スコトハ防空活動ノ妨害トナルカラ是非慎マネバナラス。

## 五 興行場、集會、百貨店等

- 1 警報發令サレタラ興行場、百貨店ヘ行カナイヤウニスル。集會ヘモ已ムヲ待ナイモノノ外ハ行カナイ。演說會ヤ講演會其ノ他集會ハ屋外デハ行ハレナイ。
  - 2 空襲警報ガ發令サレタラ興行ヤ集會ハスベテ行ハレナイ。コレ等ノ場所ニ居ルトキハ、係員ノ指圖ニ從ハネバナラス。
  - 3 何時防空警報ガ發令サレテモヨイヤウニ、豫メ防火用資材ノ配置、非常口、待避所ノ位置等ハ努メテ承知シテ置ク。
- 第六 其ノ他

次ノコトハ防空上心得テ置ク。

## 一 路上通行者

- 1 防空警報ガ發令サレタラ速カニ自分ノ持場ノ家庭カ職場ニ駆ケツケル。
- 2 敵機ヲ見タリ、爆音ヤ砲聲ヲ聞イタラ最寄ノ待避所ニ待避スル。附近ニ待避所ガナカツタラ地形地物ヲ利用シテ姿勢ヲ低クスル。ソレモ出來ナイトキ

ハ地面ニ伏セル。

待避スルトキハナルベク分散シ、先ヲ争ツタリシテ混亂ヲ起サナイヤウニスル。

ロ 附近ノ家ニ焼夷弾ガ落ちタラソノ防火ニ協力セネバナラヌ。

ハ 車輛ハ消火栓、道際ノ交叉點、曲角、橋等ヲ避ケ速カニ分散シテ停止シ、乗客ハ待避スル。

自動車ヤ荷車等ハ左側ニ寄ル。

## 二 鐵道、船舶等

1 已ムヲ得ナイ用事ノアル時ノ外ハ旅行ヲ止メル。

乗車(船)ノ制限カ行ハレル場合モアル。

2 汽車ヤ郊外電車ヤ船ハ何時モノ運動クガ、空襲警報發令後ハ時刻ガ變更サレル場合ガアル。

3 市内電車ヤ「バス」ハ空襲警報發令中ハ夜間運轉シナイノガ建前デアル。

4 空襲警報發令中ハ乗客モ協力シテ鐵戸又ハ窓掛ヲ閉メル。

5 空襲警報ガ發令サレタ場合ニハ荷物ノ受渡シヲ中止スルコトガアル。

6 乗客ハ驛ヤ列車ヤ船ノ中デハ絶對ニ職員ノ指圖ニ從フ。

7 鐵道線路上ヤ「トンネル」内ニ避難シタリ荷物ヲ置カナイ。

8 地下鐵道ニハ避難ヲ許サナイ。

9 踏切燈ヤ列車ノ前照燈ハ燈火管制ノタメ暗クナルカラ、踏切ヲ進ル時ハ待ニ注意ヲスル。

## 三 食糧

米、麥、鹽、味噌、醬油等ノ食糧ハ絶對ニ支障ノナイヤウニ準備シテアル。シカシ次ノコトハ待ニ心得ネバナラヌ。

### 1 家庭

イ 食糧ハ出來ルダケ焼カナイヤウニ、置キ場所等ニ注意スル。

ロ 食糧ノ通帳ノ保管ニ注意スル。

ハ 焼ケ出サレタ者ハ公共炊出所ヲ利用出來ルシ、又特別配給ヲ受ケル場合モアル。

ニ 避難先ニ當分止マル場合ハナルベク通帳ヲ買物ヲスル。

ホ 水ニ濡レタリ焼ケ残りノ米ハ無駄ニセズ食ベル。

ハ 買溜ハシナイ。

### 2 配給所

イ 家庭ニハフダンノ通配給ヲ行フ

ロ 公共炊出所等ニハ道府縣、食糧事務所トノ接メノ打合セ又ハ指令ニ依リ配給スル。

ハ 焼ケ出サレタ家庭ニ注意シ、隣組長ト密接テ連絡ヲトリ配給ヲ適正ニスル。

飲料 水

# 1 家庭

イ 断水シタ時等ニ困ラヌヤウフダンカラ水ノ節約ニ慣レテ置ク。

ロ 若シ断水シタ時ニハ配水車、「トラック」、荷車、「リヤカー」、舟等デ配給ザレルハ井戸其ノ他簡單ニシテ飲メルモノハ其ノ設備ヲ整ヘテ置ク。尙飲ム時ハ沸スガヨイニ水道ヲ使ツタ後ハ蛇口ヲ締メテ置ク。コレヲ怠ルト汚物ガ逆ニ入ツタリ、水壓ガ下ツテ消防ニ差支ヘタリスル。

## 2 隣組 長

イ 隣組ノ井戸ノ位置、飲メルカドウカ等ヲ調べテ置キ、オ互ニ分ケアツテ使フヤウニスル。

ロ 隣組ト隣組トノ間デモオ互ニ分ケ合ツテ使フヤウニスル。

## 五 郵便、貯金、電信、電話、電氣、瓦斯

### 1 郵便 便

イ 状況ニヨツテ郵便物ノ特殊取扱ヲ停止シ、配達ヲ取止メ、受取人ノ出局ヲ待ツテ交付スル等取扱上制限ヲ行フ外、新聞、雑誌、小包等ハ引受ケヲ停止スル。

ロ 不娶、不怠ノ郵便ハスベテ差控ヘ、已ムヲ得ナイモノノ外ハ葉書デ問ニ合セルハ居所ガ變ツタ場合ニハ直グモトノ郵便局ヘ届ケ出ル。

### 2 郵便貯金、郵便爲替、簡易生命保険、郵便年金

二二

イ コレ等ノ拂戻又ハ拂渡ニツイテハ絶対ニ安心シテヨイ。若シ或ル地方ニ被害ガアレバソノ際ノ状況ニヨツテ地域ヲ限ツテ取扱時間ヲ延長シタリ、他ノ郵便局取扱ノモノニ對シテモ拂戻又ハ拂渡ヲスル。

ロ 貯金通帳ヤ保険證書ヤ印鑑ノ保管ニ注意スル。

尚念ノ爲記號番號等ハ他ノ手帳ニツケテ置ク。

ハ 預ケテアル證券類ヤ年金、恩給ノ書類ハ心配ノナイヤウニ保管シテアル。

### 3 電信、電話

イ 大事ナ通信ヲ妨ゲナイ爲通信、電話ハ已ムヲ得ナイ場合ノ外ハ便ハナイヤウニスル

ロ 特ニ空襲ノ際ハ防空通信ヤ其ノ他ノ重要通信ガ輻輳スルカラ、安否ノ問ヒ合セヤ見舞ヒ通信ハ一切差控ヘル。

ハ 場合ニヨツテハ電信、電話ノ利用ハ制限サレル。

### 4 電氣、瓦斯

イ 出來ルダケ節約スル。

ロ 停止ノ場合ヲ考ヘ必要ナ準備ヲシテ置ク。

ハ 被害ノ箇所ヲ発見シタ者ハ直チニ警察署ヤ會社等ニ知ラセル。

ニ 被害ノアツタ物ニ溢リニ接近シテ手ヲ觸レタリセズ、知識ノアル者ヤ係員ニ處置シテモラフ。



六 銀行其ノ他ノ金融機關

預金ノ引出シヲ制限スルコトハ絶対ニナイ。

- 1 銀行等デハフダンノ通業務ヲ行ヒ預金ノ引出シニハドレダケデモ應ズルヤウニシテアル。又取引シテキル銀行等ガ被害ヲ受ケテモ、他ノ銀行カラ拂戻ヲ受ケラレル途ガ講ジテアル。

- 2 預金通帳ヤ印鑑等ノ保管ニ注意スル。シカシ失クシタ場合デモ本當ノ預金者デアルコトガ明カニナレバ支拂ハレル。

- 3 預金ノ支拂ヲ止メラレルコトヲ心配シテ現金ヲ用意シテ居ルコトハ無駄ナコトデアリ又失ツタリ、盜マレタリ、燒ケタリスル等ノ虞ガアルカラ却ツテ危險デアル。

七 空襲ニヨル被害ノ救済ト保險

- 1 罹災者ニ對シテハ當局デ食物ヤ衣料ヤ住居等ニツキノソレ必要ナ應急救済ノ準備ガシテアルガ、非常ノ場合ハ先ヅオ互ニ扶ケ合フコトガ大切デアル。

- 2 空襲ニヨル人ヤ家ヤ物ノ被害ハ防空法ヤ、戰時災害保證注意ニ依ツテソレソレ必要ナ救済ノ途ガ講ゼラレテキル。

- 3 空襲等ニヨツテ起ル人ヤ家ノ物ノ被害ニ對シテハ戰爭死亡傷害保險法ヤ、戰爭保險臨時措置法ニ依ツテ特別ノ保險ガ作ラレテキルカラ、ナルベク加入シテ置クガヨイ。

八 防 諜

- 1 空襲ノ被害ヤ防空戰闘ノ様子ハ蓋支ヘナイ限リ新聞ヤ「ラジオ」等ヲ當局カラ知ラサレル。

コノ發表ヲ絕對ニ信賴シ、勝手ニ想像シテ喋ツタリ、見タリ聞イタリシタコトデモ輕々シク言イタリ話シタリスルコト「デマ」ノ因トナルコトヲ心セネバナラヌ。

- 2 「デマ」等ニ惑ハサレズ落チツイテ行動シ、敵ニ心ノ隙ヲ與ヘテハナラヌ。

- 3 防空ノ準備ヤ施設ノ狀況等敵ニ知ラセテ惡イコトヲ言イタリ喋ツタリシテハナラナイ

九 罪 ト 罰

- 1 犯罪ハ平時ヨリ一層重ク、且返カニ罰シテ、不安ナク防空活動ガ出來ルヤウニ考ヘラレテキル。

- 2 特ニ重ク罰セラレル罪

イ 燈火管制中ノ窃盜、強盜トカ風俗上ノ罪。

ロ 防空、通信、交通、重要生産等ノ施設ヲ害シタリシテ之ヲ妨害スル罪。

ハ 業者ガ儲ケヤウトシテ買占メヲシタリ、賣リ惜ミヲシタリ其ノ他一般國民ノ經濟生活ヲ亂ス罪。

ニ 流言蜚語ノ罪




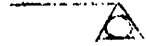
ホ 其ノ他國土防衛ヲ害スル罪。

- 3 燈火管制ヲ怠ツタリ、防空活動ノ出來ル者デ規則ニ定メラレタ防空業務ニ從事シテカツタリスルトソレゾレ處罪ヲ受ケル。



附表第一

警報傳達一覽表

防	警		空		報	
	戒	警	戒	警	報	報
サイレン	三	三分間連	三	三分間連	鳴ラス	鳴ラス
鐘	〇	一點ト二	〇	一點ト二	〇	〇
電燈點滅	用	用	用	用	用	用
揚	地色ハ青文字ハ白	警戒警報發令中	地色ハ赤文字ハ白	空襲警報發令中	發令ト同時ニ警戒 警報ノ指示ヲ撤去 シ右ノ指示ヲ揚ゲ カヘル	右ヲ撤去シテ警戒 警報ノ指示ヲ揚ゲ ル
示	旗又ハ吹流(晝間)信號	 	 	發令ト同時ニ警戒 警報ノ指示ヲ撤去 シ右ノ指示ヲ揚ゲ カヘル	發令ト同時ニ警戒 警報ノ指示ヲ撤去 シ右ノ指示ヲ揚ゲ カヘル	右ヲ降下シテ警戒 警報ノ指示ヲ揚ゲ カヘル
信	垂直ニ赤	  	點滅後消燈	點滅後消燈	發令ト同時ニ警戒 警報ノ指示ヲ撤去 シ右ノ指示ヲ揚ゲ カヘル	解除ト同時ニ警戒 警報ノ指示ヲ撤去 シ右ノ指示ヲ揚ゲ カヘル

電話、電話、ラジオ、口頭及右ノ方法ノ全部又ハ一部ニ依ツテ傳達スル

火災警報 平時ノ火災信號又ハ火災警報、金等ヲ連打シ「火事」ト連呼

火災警報解除 口頭ヲ傳達

毒ガス警報 一時性「ガス」ノ場合又ハ一時性、持久性ノ區別ガ判明シ又場合ハ太鼓又ハ木ヲ亂打シ、ナルベク口頭ヲ其ノ旨ヲ連呼、持久性「ガス」ノ場合ハ太鼓又ハ木ヲ三點連打シツツナルベク口頭ヲ其ノ旨ヲ連呼

カニ警報解除 口頭ヲ傳達



本表に示せる値は爆発及火災等の種類に依りて変化するが、概略の目安として用いる。

家 屋 所	況 状 の 破 壊 徹 侵 中 地 ( 柱 ) 界 限 危 険 区 域 風 爆 ( 本 主 ) 界 限 危 険 区 域 片 塵	屋 家 造 木	分 区 種	
				五十社級
				百社級
				二百五十社級
				五百社級
				一噸級

一、この表は安全界と危険界との境界を示すもので、実際の被害を受けることとなり、二、伏撃の場合、この距離を更に割るべきに注意す。

附表第三 爆発効力判定表

裏面白紙



救護所	警防團	消防出張所 (消防派出所)	派出所(駐在所)	警察署	
					場所
					電話番号